

広島県告示第四百十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
石内一〇七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

		市・区		広島市 佐伯区	
		町		五日市町	
		大字		石内	
		字		野丸	
		地番		一一〇〇番	
		標柱番号		標柱一号	
		地番		二八〇一番一	
		標柱番号		標柱二号	
		地番		二七九九番、二八〇〇番	
		標柱番号		標柱三号	
		地番		正田	
		標柱番号		標柱四号	
		地番		三六三二番	
		標柱番号		標柱四号	
		地番		三六四二番一	
		標柱番号		標柱五号	